

* 小児インフルエンザ予防接種 費用の一部助成 *

今年度より、1歳から中学校3年生までのお子さんを対象に、インフルエンザ予防接種費用を助成します。インフルエンザ予防接種では、インフルエンザへの感染を完全に防ぐことはできませんが、発症を抑えることや、発症しても重症化を防ぐ一定の効果があるとされています。希望される方は、下記期間内に接種してください。

【実施期間】 10月1日(日)～12月28日(木)

【対象者】 笠間市に住民登録のある1歳(接種日現在)から中学3年生

【助成額】 接種 1回につき1,000円(差額は自己負担。接種費用は医療機関によって異なります)

【助成回数】 1歳～12歳…2回、13歳～中学3年生…1回

【実施場所】 市内のインフルエンザ予防接種協力医療機関

【実施方法】 ①医療機関に予約をします。

②当日は、「母子健康手帳」「健康保険証」を持参し、医療機関備え付けの「説明書」を読み、「笠間市小児インフルエンザ予診票」を記入後、接種します。

③差額分を医療機関の窓口でお支払いください。

【注意事項】 接種には保護者の同伴が必要となります。何らかの理由で同伴ができない場合、あらかじめ保護者が予診票と説明書を受け取り、予診票に接種の希望を保護者が自署したうえで、お子さんの健康状態を普段より熟知し、保護者に代わる方が同伴してください。

* 高齢者インフルエンザ予防接種 助成額が変更 *

予防接種法に基づき、65歳以上の方にインフルエンザの予防接種を実施します。インフルエンザの予防接種は、発病、重症化予防に効果があるとされています。希望される方は、下記期間内に接種してください。

【実施期間】 10月1日(日)～12月28日(木)

【対象者】 笠間市に住民登録のある方で、下記のいずれかの要件を満たす方

・65歳以上の方(接種日現在)

・60～64歳で心臓・じん臓・呼吸器の機能または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する方(身体障害者1級程度)

【助成額】 接種 1回のみ1,500円(差額は自己負担。接種費用は医療機関によって異なります)

今年度より、小児インフルエンザ予防接種費用の一部助成が始まります。それに伴い、高齢者インフルエンザ予防接種の助成額が変更となりましたので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。

※対象者で、生活保護世帯の方は、自己負担が免除となりますので「生活保護受給証明書」を医療機関に持参してください。

【実施方法】 ●市内医療機関で接種を希望する場合

①医療機関に予約をします。

②健康保険証を持参し、医療機関備え付けの「高齢者インフルエンザ予防接種予診票」を記入し、接種します。

③差額分を医療機関の窓口でお支払いください。

●市外医療機関で接種を希望する場合

①保健センターに「高齢者インフルエンザ予防接種予診票」を申請します。

(予診票の申請は、9月20日(水)からの受け付けとなります)

②医療機関に予約をします。

③記入した「高齢者インフルエンザ予防接種予診票」と健康保険証を持参し、接種します。

④差額分を医療機関の窓口でお支払いください。

【申請・問い合わせ】 健康増進課・友部保健センター TEL0296-77-9145

笠間保健センター TEL0296-72-7711・岩間保健センター TEL0299-45-7888